

労働者数101人以上に義務企業拡大

令和4年4月より順次施行

パワハラ対策



# 女性活躍推進法

# 改正育児・介護休業法

# 労働施策総合推進法

# WEBセミナー

▶ 令和4年4月1日から常時雇用する**労働者数101人以上の事業主に義務が拡大**される**女性活躍推進法**に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の方法についてご説明します。

▶ **男性の育児休業取得促進**のための柔軟な育児休業制度などが新設される**育児・介護休業法**（令和4年4月より順次施行）や、令和4年4月から中小事業主にも義務化される**ハラスメント防止対策**などが定められた**労働施策総合推進法**についてポイントをご説明します。

■ **参加対象者：事業主・人事労務担当者・一般の方**

■ **主催：愛知労働局**

## 開催日程①

定員150名

令和3年10月26日（火）  
14：00～15：50（Zoomで実施）

## 開催日程②

定員150名

令和3年12月14日（火）  
14：00～15：50（Zoomで実施）

### 【第1部】14：00～14：50

開催日程①②はいずれも同じ内容です

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について

（14：50～15：00 休憩）

### 【第2部】15：00～15：50

15：00～15：25

改正育児・介護休業法について

15：25～15：50

労働施策総合推進法について

参加  
無料

先着順

※Zoomをご利用するにあたっての通信料等はご利用者様の負担となります。

## お申し込み方法

愛知労働局HPからお申し込み願います（先着順）

愛知労働局



トップページ下方の「イベント情報」より**女性活躍推進法・育児介護休業法・労働施策総合推進法WEBセミナー（10月12月開催）**をクリックし、案内フォームに沿って必要項目を入力の上、お申し込みください。

トップページにない場合は、「イベント情報一覧」→「2021年度のイベント情報はこちらをご覧ください」へ進み、お申し込みください。

※入力いただいた個人情報は本事業以外で使用いたしません。  
※受付は先着順としております。お早めにお申し込みください。

▶ **お問合せ先：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課** 電話 (052) 857-0312  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階